

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年6月3日

独立行政法人水資源機構

揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、揖斐川・長良川総合管理所で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛をお願いするものです。

なお、この歩掛参考見積募集は、工事等の指名(若しくは競争参加資格)をお約束するものではありません。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

- (1) 歩掛参考見積書は作業項目毎に必要な作業員の人数等を記載して提出して下さい。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間
令和8年6月17日(水)から令和8年6月24日(水)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
「独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 犬童 眞二」宛
【担当者】 経理課 山本
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面136
TEL 0594-42-5012 FAX 0594-42-5020
E-mail : nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX及びメール(いずれも社印があること)により提出して下さい(社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能)。

4. 歩掛参考見積内容

- (1) 工事概要等
別紙-1 見積依頼書のとおりとする。

(2) 工事費の構成と歩掛参考見積範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料(各編)」(以下「基準書」と表記。)によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の範囲は、基準書で定義されている直接工事費のうち、別紙「見積様式」の作業を実施するために必要な作業員の人数等とします。
- ③ 見積不可能な項目がある場合、「見積不可」の旨を記載し、空欄でかまいません。(一つでも見積が出来れば提出可能です。)

(4) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度 公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

(5) 歩掛参考見積書の有効期限

見積書の有効期限は、令和9年3月31日までとします。

ただし、上記有効期限での提出が困難な場合は、見積書に有効期限を記載のうえ、提出して下さい。(例：見積有効期限 令和8年12月31日まで 等)

(6) 歩掛参考見積件名

見積の件名は「電気防食設備更新工事」として下さい。

5. 募集要領に対する質問

この歩掛参考見積依頼に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式自由)により提出下さい。

- (1) 提出期間：令和8年6月8日(月)から令和8年6月12日(金)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先：3. (3)に同じ
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年6月17日(水)から見積書提出期間終了まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積提出者の負担でお願いします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書について問合せをさせていただくことがあります。

9. その他

提出して頂いた歩掛参考見積書は、工事積算の目的以外には使用致しません。

以 上